世帯収入(所得)については、次の1又は2により判定します。また、3の控除要件に該当する者がいれば3により判定します。

1 世帯収入(所得)要件については、次のとおりです。

(1)世帯全員の収入が給与収入のみ	(2)世帯員の収入に給与収入以外の	
の場合	収入がある場合	
世帯全員の収入の合計額が500万	世帯全員の所得の合計額が350万	
円以内	円以内	

2 世帯の中に23歳未満の被扶養者がいる場合の世帯収入(所得)要件については、次のとおりです。

扶養親族数	(1)世帯全員の収入が給与 収入のみの場合	(2)世帯員の収入に給与収 入以外の収入がある 場合
1人の場合	世帯全員の収入の合計額が	世帯全員の所得の合計額が
1 7 (4) / 3	550万円以内	390万円以内
 2人の場合	世帯全員の収入の合計額が	世帯全員の所得の合計額が
	600万円以内	430万円以内
3人以上の場合	世帯全員の収入の合計額が	世帯全員の所得の合計額が
	700万円以内	510万円以内

3 世帯の中に次の控除要件を満たす者がいる場合は、その世帯の所得を次のとおり 控除します。

なお、世帯収入が給与収入のみの場合は、世帯収入(所得)要件を1の(2)及び2の(2)により算定します。

控除要件	控除額
(1)満60歳以上の者がいる場合	世帯全員の所得の合 計額から1人当たり 10万円所得を控除 する
(2) 障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の3級~6級に該当するとき イ 療育手帳のB1又はB2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の2級又は3級に該当 するとき	世帯全員の所得の合 計額から1人当たり 27万円所得を控除 する
(3)特別障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の1級又は2級に該当するとき イ 療育手帳のA1又はA2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するとき	世帯全員の所得の合計額から1人当たり40万円所得を控除する